

第七節 明治四十年

明治四十年度東京美術學校年報

甲 款

概況

明治四十年四月東京勸業博覽會教育館内へ本校各科学徒ノ成績ヲ出品ス

五月三日靖國神社大祭ニ付臨時休業ス

七月廿五日ヨリ八月十四日迄三週間本校内ニ於テ本省開設ノ圖畫

教授法夏季講習會ヲ開カル

十月二日初メテ圖畫師範科生徒十九人ノ入學ヲ許ス

十月四日例ノ如ク本校設置紀念式ヲ舉行ス

十二月ヨリ本校改築ノ事業始マル

明治四十一年三月廿八日午前十時ヨリ第十七回卒業証書授與式ヲ行ヒ卒業製作生徒成績品並ニ^{〔参考品〕}來賓ノ縦覧ニ供ス

同月廿九日ヨリ六日間本校生徒教養ノ現状ヲ示サンタメ試験後ノ休業ト春季休業トヲ利用シテ本校成績品展覧會ヲ開キ社會人士ノ

縦覧ニ供セリ

規程

明治四十年六月五日文部省令第十八号ヲ以テ本校圖畫師範科規程ヲ同第十九号ヲ以テ同科卒業者服務規程ヲ發布セラル 圖畫師範科ヲ本校ニ置ク此ニ始マル 七月一日本校仮規則中改正シ圖画師

設備

範科ノ學科目及規程ヲ加ヘ從テ從來ノ講習科規程ヲ廢ス

十一月八日日本校仮規則彫刻科ノ學科課程中從來同科生徒ニ石彫鑿造ヲモ課シタルヲ廢シ同科ヲ分チテ塑造木彫牙彫ノ三部トナセリ

一、圖画師範科ノ設備費

圖画師範科ハ四十年度ニ於テ初メテ本校ニ設ケラレタルモ同年度ニ於テハ其費用ナキヲ以テ經常費ヲ繰リ合セテ僅ニ一時ノ急ヲ凌キタルモ生徒ハ年々入學シ課程ニ定ムル所ノ三學年迄ヲ置クニ至ラバ益其教具圖畫標本等ノ設備費用ノ必要ヲ生スルモ餘裕ナキ本校ノ經費ニテハ到底之ガ計畫ヲ施スヲ得ス 故ニ此費用ヲ支出セラレント目下ノ急務ナリ

二、圖書標本及閱覽室設備費

本校文庫ハ舊圖書館ヲ以テ陳列所及閱覽室ニ充ツルコトヲ得タルヨリ多少宿志ノ一部ヲ果スコトヲ得テ目下夜間モ之ヲ開キテ本校職員生徒ノミナラス校外ノモノニモ廣ク修學參考ノ便ヲ與フルコト、ナセンモ圖書標本ハ未ダ不備ヲ免レズ且從來陳列棚陳列臺等常置陳列所トシテノ設備全ク闕如セルヲ以テ到底充分ニ目的ヲ達スル能ハス 故ニ之ガ費額ヲ支出セラレント亦必要ナリ

三、講堂設備費

講堂ハ新築セラル、ノ運ヒニ至リタルモ其内部ノ設備ナクンバ落成ノ後之ガ用ヲナサザルニ至ルヘキヲ以テ本費用ノ支出亦須要ノコトナリトス

四、金工科漆工科設備費

金工科漆工科ハ本邦從來ノ座業式ヲ以テ教授スレトモ教授上不便

ヲ感シ敏活ヲ欠キ衛生ニ適セサルヲ以テ腰掛ノ制ニ改メントス
故ニ本費額ヲ給セラレンコト希望ニ堪ヘサルナリ

職員

本校職員ノ俸給及諸給ハ目下ノ費額ニテハ常ニ不足ヲ告ゲ之ニ加
フルニ本年度ヨリ圖書師範科ノ増設セラレタルアリ逐年其學級ノ
進ムト共ニ擔任教員ヲ増スノ要アルヲ以テ豫算ヲモ亦從テ増額ス
ルハ目下ノ急要事項ナリ

四十年年度末ニ於ケル職員ノ數ハ教授二十二人助教授十八人書記四
人嘱託講師七人同教員五人副科嘱託三人教務雇六人事務雇八人ニ
シテ之ヲ前年度末ニ比スレハ教授ニ於テ一人ヲ教員雇ニ於テ一人
(前年度末一人アリ)ヲ減シ助教授及嘱託講師ニ各二人ヲ同教員
ニ一人ヲ事務雇ニ一人ヲ増シタリ 此増員ハ主トシテ圖書師範科
増設ノタメナリトス

外國留學生ハ本年度末ニ於テ教授一人助教授一人アリテ前年度末
ニ同シ

休職員ハ教授一人アリ是亦前年度末ニ同シ
生徒

全体生徒ノ操行學力健康ニ於テハ前年度ニ比シテ著シキ差違ヲ認
ムルコトナシ

本年度新入學者ハ本科九十人撰科十一人圖画師範科十九人研究科
三十九人ニシテ其學力ノ程度ハ本科生ニアリテハ官公立中學校卒
業者四十五人私立中學校卒業者廿一人師範學校卒業者二人工業學
校卒業者十人各種工藝學校卒業者十二人撰科生ニアリテハ私塾等
ニテ實技ヲ修メタルモノ少カラサルカ今其學力ノ程度ヲ舉クレハ

高等小學卒業者七人同程度ニ依リテ受験ノ上入學シタルモノ二人
工藝學校卒業者二人圖画師範科生ニアリテハ師範學校卒業者八人
官公立中學校卒業者十一人研究科ハ本校卒業生ノ入學セシモノナ
リトス

生徒ノ年齡ハ本科生ハ最高二十六年十ヶ月最低十七年十ヶ月平均
二十一年撰科生ハ最高二十四年五ヶ月最低十九年九ヶ月平均二十
二年二ヶ月圖畫師範科生ハ最高二十五年四ヶ月最低十八年一ヶ月
平均二十年四ヶ月研究科生ハ最高二十九年十ヶ月最低二十一年八
ヶ月平均二十四年十ヶ月(孰レモ外國人ヲ除ク)ナリ

生徒ノ入退學ハ本年度ニ於テハ入學者ハ本科九十人撰科十一人圖
画師範科十九人研究科三十九人轉科セシモノ七人退學者ハ病氣九
人家事係累三十人除名十一人逐學三人ニシテ之ヲ前年度ニ比スレ
バ入學者ニアリテハ本科二十七人ヲ増シ撰科ニ六人ヲ減シ圖畫師
範科ハ初メテ十九人ノ入學ヲ見研究科ニ十四人ヲ増シ再入學者ニ
三人(前年度ニハ三人アリ)ヲ減シ轉科ニ増減ヲ見ス退學者ニア
リテハ病氣ニ一人ヲ増シ家事係累ニ九人ヲ減シ死亡ニ一人(前年
度ニハ一人アリ)ヲ減シ除名ニ五人ヲ逐學ニ三人ヲ増シタリ

生徒ノ員數ハ本年度末ニ於テ之ヲ前年度ニ比スレハ日本画科ニ三
人ヲ減シ西洋畫科ニ八人彫刻科ニ二人金工科ニ八人鑄造科ニ三人
ヲ増シ漆工科ニ一人撰科ニ十九人ヲ減シ研究科ニ十四人圖画師範
科ニ十九人(初メテ入學ス)ヲ増シ圖案科ニハ増減ヲ見サルモ総
計ニ於テハ差引三十一人ノ増加ヲ見ル 而シテ此撰科生中ニ清國
人四人暹羅國人二人研究科中ニ米國人一人アリ

本年度ノ卒業生ハ本科四十八人撰科二十八人計七十六人ニシテ之

ヲ前年度ニ於テ二回卒業生ヲ出シタル其総員百六人ニ比スレバ三十人ノ減少ヲ見ルト雖更ニ前年度三月末ニ卒業シタル五十七人ニ比スレハ十九人ヲ増シタリ

生徒中學術品行殊ニ優等ナルモノヲ撰ヒ明治四十年九月ヨリ一學年間授業料ヲ免除シ特待生ヲ命シタルモノ十五人アリテ其數前年度ト同シ

生徒中學業ニ精勵シタルモノヲ撰ヒ之ヲ表彰セントタメニ精勤賞狀ヲ授與セシモノ十五人アリ 之ヲ前年度ニ比スレバ七人ヲ減セリ 實業學校教員養成規程ニ依リテ學資ヲ補給シタルモノハ三人ニシテ前年度ニ比スレバ二人ヲ減セリ

圖畫師範科生徒ハ本年度ヨリ入學シタルモノニシテ此ノ科ノ生徒ニハ毎月學資トシテ金六円ヅ、ヲ支給ス 其本年度人員ハ十九人ナリ

明治四十一年三月末ニ於テ卒業スヘキ生徒ヲシテ實地修學ノタメ明治四十年九月五日ヨリ三週間ヲ以テ助教授一人書記一人嘱託教員一人雇一人ヲシテ之ヲ引率セシメ京都及奈良滋賀ノ一府二縣ヘ出張研究セシメタルコト前年ニ同シ

本校生徒ハ皆通學ナルヲ以テ寄宿舎ニ関シテハ申報スヘキモノナシ

将来施設上重要ト認ムル件

甲 留學生増派ノ件〔三十九年度報告と同文につき省略。〕

乙 研究生ニ學資給與ノ件〔三十九年度までの「外國教師雇聘ノ件」に代わって設けられた項目〕

本校生徒修業年限ハ五ヶ年ニシテ其期間永カラサルニアラスト雖

入學ノ際素養少キカ爲ニ五ヶ年ノ間ニ修得スル所ハ纔ニ技藝ノ門逕ヲ窺フニ過キス 故ニ技術家トシテ家ヲ成サンガ爲ニハ卒業後ニ於テ尚繼續研究スルコトヲ要スルノミナラス此際ニ於ケル修業鍊磨ハ其時日ノ短キニ拘ハラス其所得極メテ大ナルヘシ 凡ソ技藝家トシテ樹立シ得ルト否トハ此際ニ於ケル研究ノ繼續ヲ爲シ得ル境遇ニ在リテ而モ勇猛ニ此道ニ精進シ得ルト否トニ繫ルモノナリ 然ルニ優秀ナル生徒ニシテ将来有望ナルモノモ卒業後衣食ノ爲ニ研究ヲ繼續スル能ハサルモノ比々皆然リ 故ニ研究科生徒中ニ就キ競技ノ方法ヲ以テ優秀ナル者ニハ衣食ノ資ヲ給シ安シテ研究スルコトヲ得シメバ費ス所僅少ニシテ國家成材ノ途ニ於テ得ル所必ス多カラシ 依テ来年度ニ於テ學生費目中ニ研究生給費ヲ計上請求セリ

丙 建築科特置ノ件〔三十九年度報告と同文につき省略。〕

丁 陳列館新設ノ件〔同右〕

雜件

生徒實驗ノ資ニ供スルタメ諸所ノ依囑ヲ受ケ製作ニ從事シタルモノ、中重ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

依囑製作品一覽

品名	数量	受託		依囑者
		年度	本 年度 内竣工 未竣工 ノ區別	
卓上電燈用青銅製婦人像	四軀	前年度	竣工	英國サミュエル夫人
籠銀製花瓶	參對同	未竣工	竣工	曾我日本鉄道會社社長
飾 籠 銀 製 花 瓶	壹基同	未竣工	竣工	德川華族會館長

銀製花瓶	參拾對	同	同	高橋日本勸業銀行總裁
府県聯合共進會賞牌	五千貳百七拾九個	同	同	農商務省
同	貳千八百六拾個	本年度	同	同
同	壹千參百九拾貳個	同	未竣工	同
東京全市模型	壹面	前年度竣工	尾崎東京市長	
東京勸業博覽會場内噴水彫刻	壹式	同	千家東京府知事	
日本橋雛形裝飾彫刻人物	貳軀	同	尾崎東京市長	
同工藝館ニツチ彫刻人物	壹式	同	千家東京府知事	
松田源五郎銅像	壹軀	同	野村宗十郎	
石膏製砲彈應用花瓶原型	壹個	本年度	陸軍兵器本廠	
小野藤兵衛銅像	壹軀	同	小野藤兵衛	
石膏製坐像	壹軀	同	藤村忠助	
大坂圖書館記文銅板	壹面	同	湯川寛吉	
岡田龍松銅像	壹軀	同	岡田龍松	
佐藤進銅像	壹軀	同	菅野徹三	

『東京美術学校校友会月報』記事抜粋

東京美術学校近事〔五一四〕^{卷号} M・四〇・二・一三^{年月日}

○教授の新任 本校助教櫻岡三四郎氏は本校教授に任じ高等官七等に叙せられ、同向井繁太郎氏は、本校教授に任じ高等官八等に叙せられたるは、何れも昨多十二月廿六日なり。

○大澤教授の出發 嚮に文部省留學生を命せられし本校教授大澤三之助氏は、一月二十四日午後三時、横濱を解纜して外國渡航の途に上られたり。

○職員を送別會と祝賀會 前項大澤教授の送別と、本校職員中の戰役受勲者たる結城〔貞松〕、羽田〔禎之進〕、千頭〔庸哉〕、石井〔吉次郎〕、石田〔英一〕、赤間〔運藏〕、増井〔兼吉〕七氏、の祝賀とを兼ねて、客臘十七日、梅川樓に宴を張れり、會するもの六十名許にて、頗る盛會なりき。

○第十二回新古美術品展覽會 本年四月一日より五月廿日迄、京都市岡崎町の美術館に於て開くを以て、本會員よりも出品を請ひたき旨にて、本校へ申來れり、其出品に關する必要の條項を擧ぐれば、左の如し。

第二章 新製作の出品

第四條 本會の出品は左の部類に依る

第一部 繪 畫 第二部 圖案裝飾畫

第三部 彫刻(木、竹、牙)及塑像 第四部 陶磁器

第五部 漆器蒔繪 第六部 金屬七寶

第七部 織物、染物、刺繡 第八部 各種工藝品

但猥褻戲狂に係るもの及び内外國博覽會等に出品し審査を受けたるものは謝絶することあるべし

第五條 本會に出品せむとする者は目錄二通を製し二月一日より同月廿日迄に上京區岡崎町美術協會事務所へ差出すべし

(出品目錄書式)

住所 出品人氏名